

会 議 録

会議の名称	小金井市名誉市民選考委員会（第2回）
事務局	企画財政部広報秘書課秘書係
開催日時	平成30年5月2日（水）午後2時00分～午後3時15分
開催場所	小金井市役所第一会議室（本庁舎3階）
出席者	委員長 真山 茂樹 委員 委員長職務代理者 小屋 多恵子 委員 委員 清水 学 委員 中重 喜代子 委員 中村 彰宏 委員 佐藤 容子 委員 福田 奈奈子 委員 村越 政雄 委員 田中 康雅 委員
事務局	企画財政部長 天野 建司 広報秘書課長 天野 文隆 広報秘書課長秘書係長 佐々井 理
傍聴の可否	可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	—
傍聴不可等の理由等	小金井市名誉市民条例第7条第9項により、原則として公開しない。
会議次第	1 開会 2 委員長挨拶 3 市長挨拶 4 委員自己紹介（第1回欠席委員） 5 事務局紹介 6 議題 (1) 第1回小金井市名誉市民選考委員会会議録の確認 (2) 名誉市民の選考について  イ 黒井千次氏について ウ 毛里和子氏について 7 答申 8 連絡事項 9 閉会
会議結果	別紙のとおり
会議資料	資料1 第2回小金井市名誉市民選考委員会 席次 資料2 小金井市名誉市民選考委員会（第1回）会議録 資料3 小金井市名誉市民に該当すると認められる事項の追加について

会 議 結 果

事務局 : 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様おそろいございますので、ただいまより第2回小金井市名誉市民選考委員会を始めさせていただきます。

皆様には大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今回は初めての委員の方もいらっしゃいますので、マイクの使い方につきまして、改めてご説明いたします。マイク本体の手元のスイッチを押していただきますと、ランプが点灯いたします。この状態でマイクがオンとなります。発言が終わりましたら、もう一度、スイッチを押していただくとランプが消えまして、マイクはオフという形になります。マイクなしでも十分にご議論いただけるとは存じますが、議事録作成で録音している関係上、ご発言の際はマイクを使用していただけると幸いです。また、本日の配付資料でございます。1点目は本日の次第、2点目が皆様の席次、3点目が第1回目の会議録、4点目が名誉市民候補者に係る追加資料、以上の4点でございます。

それでは、これより会議に入らせていただきます。委員長、進行をお願いいたします。

委員長 : 皆様、こんにちは。今日、2回目ということですので、じっくり審議をいたしまして、市として誇れる方を選出していきたく思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。初めに、西岡市長よりご挨拶をお願いいたします。

市長 : 皆様、こんにちは。小金井市長の西岡真一郎でございます。

本日は、ゴールデンウィークにかかる平日でございます。大変ご多忙にもかかわらず、第2回小金井市名誉市民選考委員会にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。心から御礼と感謝を申し上げます。また、本年2月に開催いたしました第1回選考委員会におきましては、事務局より、本委員会の位置づけや小金井市名誉市民の考え方につきましてご説明申し上げ、そして、私から■■■■の候補者について諮問をさせていただきましたが、委員の皆様のご協力により、会議が大変スムーズに進行いたしましたことに改めて感謝を申し上げる次第でございます。

平成30年度を迎え、さまざまな事業に取り組んでいる途上でございます。今年は市制施行60周年という大きな節目を迎える年ですが、今般、皆様方にご審議いただく名誉市民につきましては、10月7日、日曜日に予定してございます小金井 宮地楽器ホールでの市制施行60周年記念式典におきまして名誉市民証贈呈ということを考えております。また、あわせてこの記念式典に向けましては、小金井市で初めてとなる小金井市歌の制定や、あるいは市制施行60周年のプロモーションビデオを完成させることを目標にして取り組んでいるところでございます。その他、5月1日号の「市報こがねい」の一面にはさまざまな60周年記念事業に関連した特集ページを組ませていただいております。ぜひご参照いただければと思っています。市制施行60周年でございますので、市制の過去をしっかりと振り返り、そして、今を見つめ、未来を展望できる意義のある年にしてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、前回、諮問いたしました■■■■の候補者につきまして、ご審議をいただきます。公正かつ活発なご議論の上、答申賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 : 次に、前回、ご欠席されておりました田中委員が今日は見えておられますので、簡単に紹介をお願いいたします。

田中委員 : 前は予定がつかずに欠席いたしまして、申しわけありません。小金井で30年目になります。開業して、歯科医院をやらせていただいております。田中と申します。現在、小金井歯科医師会の会長をやらせていただいております、また、医師会、歯科医師会、薬剤師会の3つからなる三師会の会長を兼務させていただいております。よろしく申し上げます。

委員長 : ありがとうございます。

次に、事務局職員の紹介をお願いいたします。

事務局 : 事務局です。平成30年4月1日付けで職員の人事異動がありましたので、本日は出席できませんでしたが、名前のみご紹介させていただきます。前回に出席しておりました秘書係の内村が異動となり、新たに川野という者が配属しておりますので、お知らせいたします。

以上でございます。

委員長 : それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思っております。

初めに、第1回小金井市名誉市民選考委員会会議録の確認を行います。会議録につきましては、前回、ご承認いただきましたとおり、全文記録で作成されております。お手元の会議録をご確認いただきまして、本日、承認されましたら、小金井市公式ホームページに掲載することとなります。事務局から何か補足がありましたら、お願いいたします。

事務局 : 事務局よりご説明いたします。本日お配りした会議録につきましては、ご本人の発言部分についてあらかじめ個別に確認をさせていただいた上で、個人情報のほか、秘密事項を網かけしたものとなっております。網かけ部分につきましては、公開時には黒塗りするという形になります。委員長にご説明いただいたとおり、ご承認いただいた後に市ホームページに掲載させていただきますが、黒塗り箇所につきましては、今後、答申、ご本人の意向確認、議会の議決という過程を経て、黒塗りがなくなった時点で原文に戻し、改めて公開させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

事務局からは以上になります。

委員長 : 事務局からの説明は終わりました。質問、訂正等がございますでしょうか。特にございませんか。ございませんでしたら、承認することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : では、これを承認することといたします。

次に、名誉市民の選考についてです。本日、追加資料が配付されておりますので、事務局から説明をしていただきます。

事務局 : では、事務局から説明いたします。本日、お配りいたしました資料3をごらんください。

■■■■■を確認したところ、■■■■■が■■■■■
■■■■■、こちらは先ほど事前に参考に配らせていただいたものになります。■■■■■、さらに当時の記念事業に■■■■■としてかかわっていただいたことが新たにわかりました。また、この■■■■■における関係者の紹介において、■■■■■から本市在住であることがわかりましたので、本日、追加資料として配付したところでございます。

こちら審議の参考にさせていただければ幸いです。事務局からは以上です。

委員長 : []につきまして、ご発言があればお願いいたします。

清水委員 : この[]は当時、今お話があったんですけど、[]のときに制作されたとあるんですけど、これはどういうふうに市民の皆さん、もしくは皆さんに配布されているのですか。

委員長 : 事務局のほうでお願いします。

事務局 : 事務局でございます。こちらは[]と
いうことで行った事業で、そのときにつくった[]というところまではわかっているんですけども、何分、古い資料でございます、当時どのような形で配られたということまでは、確認できていないというような状況です。申しわけございません。

清水委員 : 急な質問ですいませんでした。ありがとうございます。

委員長 : []ということでありますので、かなり古いものでございます。そのほか何かございましたら、ご意見でもご質問でもお願いいたします。

村越委員 : よろしいでしょうか、委員長。

委員長 : 村越委員、お願いします。

村越委員 : 村越でございます。これは[]のあれで、私もすごく記憶の片隅ぐらいにはこんな
あったなと思っていて、そのときに大変ほほ笑ましい[]だなと思って感じたのを覚えてお
ります。ところで、この[]、最近はどういう、小金井に関する作品というものは[]
[]になっているのでしょうか。これは事務局、押さえておりますか。

委員長 : 事務局、わかりましたら、お願いいたします。

事務局 : 特に小金井に関する作品ということについては、確認はできていないです。

村越委員 : 続けて、例えば市で委嘱をして、どこかに[]くれとか、そういうことを最近やったこ
ともございませんか。

事務局 : 小金井市とのかかわりにつきましては、こちらで確認した限りでは、今回、お配りした追
加のこちらの資料と前回、第1回で配付いたしました資料に記載のものまでが確認できている
ところでございます。

村越委員 : この質問は、大変私はすばらしいと思うんですが、一般の市民の方の認知度がどうかと
いうことでございまして、そのあたりは市長、どうお考えですか。

委員長 : 市長、お願いします。

市長 : []として大変なご功績を上げられた方だと考えております。また、[]が受賞
されたさまざまな賞というのは、大変名誉な賞とまいましようか、この[]とし
ての職業として長年、ご努力された方ですが、大変立派な賞を受賞され、世界的にも評価を
された作品が数多く発表されていると理解をさせていただきます。また、認知度ということにな
りますと、なかなか具体的な指標をお答えするのが非常に難しいなと考えてございます。し
かし、小金井市に長年お住まいで、先ほど資料にも[]ということでご
ざいまして、また、[]
[]などにもご出演をいただいておりますので、こういった子供たちから大人まで、幅広
く[]などを通じて親しまれている方だと認識しております。以上です。

村越委員 : ありがとうございます。

委員長 : そのほかご意見ご質問等ございますでしょうか。

佐藤委員。

佐藤委員 : 私の記憶では、たしか[]は、例えば[]なっていて、以前から大変すばらしい[]の方だなど。ですから、小金井市に長くお住まいだというようなことを私は今回初めて知ったんですけども、一般的に非常に広い世代に知られた方ではないかと私としては思っておりました。

委員長 : 清水委員。

清水委員 : 今、村越委員と佐藤委員がおっしゃっていたように、名誉市民ということで、認知度というのが一つ、大事ななと思っていて、正直言うと、この[]というのは、あまり認知度はそんなに、今、名誉市民も2人いて、宮崎さん、星野さんがいらっしゃると思うんですけど、その方に比べると、この60周年とうたっているわりには地味めな方かなというのがあって、私は前回、何でこの[]がという質問をさせていただいたんですけども、今、佐藤委員の発言があって、実は小金井にこんな人がいたんだよという、この名誉市民を受けることによって、こういう人が実は小金井にもいたんだとか、この人はこういう人だったんだという浸透度を深めるというか、改めて、もともと有名な人じゃなくても、こういう人もいたんだなとじわじわと出てくるような名誉市民もあっていいかなと、今後の話だと思うんですけど、そういうのもあるので、質問じゃないですけど、感想を言わせていただきました。すみません。

委員長 : 中重委員。

中重委員 : すみません。今、もう[]さんの認知度ということに入っているようですが、この議題のほうに、お一人ずつの何か選考があるというふうになっておりますが、もう議題に入っているということなのでしょうか、その前段階でということなのでしょうか。

委員長 : 今の段階は、とにかく[]の略歴を読んでいただいて、[]に対してのご質問なり、ご意見なりを質疑応答する時間です。まだ今は選定するかどうかの議事に入っているわけではありません。その前の段階です。大丈夫です。

小屋委員。

小屋委員 : 前回もちよつとご説明があったと思うんですけども、もう一度、名誉市民の選考ということの基準、今、問題というか、トピックになっているものは、[]から在住されているというふうに、古くからこちらにお住まいだということだったと思うんですけども、小金井市に対する貢献度とか、それから、いろいろあるのではないかと思いますので、すみません、もう一度基準を教えていただければと思います。

委員長 : それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 : 事務局でございます。名誉市民を選考する基準ということで、小金井市名誉市民条例のとおり、称号を贈る条件ということで規定がございます。第2条といたしまして、市民または市に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、学術、技芸、その他広く社会文化の興隆に寄与し、その功績が特に顕著で、市民が尊敬するに値する者に対し、この条例の定めるところにより小金井市名誉市民の称号を贈ることができるという形になっております。でございますので、市民や市に縁故が深いということは条件にはなるんですけども、その功績が市民の尊敬に値するかどうかということが基準になるのかなと理解してございます。

委員長 : そのほか、何でもありましたら、小さなことでも構いませんのでご意見をいただければと思います。

田中委員。

田中委員 : 一度目がわかってないのであれですけども、この前、50周年記念で名誉市民が選ばれているということで、その段階でどういう方が表に挙がって、その中からお二人が選ばれた経緯がわからないんですが、その時点でそこまでの清算をしようとおかしいですが、そこまでの分は一応見終わっていると考えますと、この残り10年間で何かしらをおやりになった方、もしくはこの10年間で過去の業績がさらに評価された方、そういう目線でこの10年に絞って見ればいいということによろしいんでしょうか。

委員長 : このことにつきまして、10年前の50周年のときにどのような精査であったか、もし説明があれば、事務局のほうからお願いいたします。

事務局 : 今、田中委員のほうからお話があったのと同じような考え方を事務局もとっておりまして、前回、50周年の際に選考した以降で、今回、具体的に言いますと[]に選出された方を選んでいるわけですけども、それ以降に選出された方を今回、選考して諮問したという形にはなっております。

田中委員 : そうすると、今、[]となったということが一つだと思うんですが、50周年のときにその2人以外にいらっしゃらなかったわけではないんですよね、きっと。

佐藤委員 : いや、私が委員だったときですかね。そうですね。でも、選考の中身についても発言してよろしいんですか。どうなの……。

委員長 : 特にいけないというのがありますか、前回の部分について。

事務局 : 前回のときに諮問と答申は一致していたのだなというふうに事務局としては理解をしております。仮にそれがもし一致しなかったとすると、今回ご説明したとおり、秘密事項に当たってしまうのかなと思っておりますので、前回は、対象になったのはあくまで2人という形になるのかなと思っております。

(休 憩)

委員長 : それでは、再開をいたします。

そのほか、[]につきましてご意見、ご質問ございますでしょうか。

[]であり、なおかつ市にもいろいろな行事等で参画をいただいている[]ということがございます。これに加えて、そういう条件で、あとは市の名誉市民という称号を差し上げるかどうかということを決めていただくということになると思います。

小屋委員。

小屋委員 : 先ほどご縁の深い方、縁故の深い方というふうなことを基準としておっしゃってくださったと思うんですけども、[]に対しては、資料を拝見いたしますと、[]したもの、それから、芸術文化の貢献、具体的に貢献されている内容というのは、どういったものがあるんでしょうか。こちらの資料で確認できるのは[]、それから、[]という2点だと思いますが、その他、「など」となっておりますので、その辺をお話いただけます

でしょうか。資料に「出演など、本市の芸術文化の振興に貢献されている」とありますので、ほかにもいろいろあるのかなと思いましたので、ちょっと説明をいただければと思います。諮問事項の中の1ページの4段落目だと思います。

事務局 : 事務局でございます。こちらの資料は、申し訳ございません。「など」という言葉の使い方が間違っていれば訂正いたしますが、こちらの前に並べた小金井 宮地楽器ホールで開催した [REDACTED]、あとは、確認できていたのはこの [REDACTED] [REDACTED] として使われていたというようなことを指しての「など」でございます。このほかにあるというような意味で使った言葉ではなくて、ここに書いてある、例示する言葉としてあるということをつけていた部分になります。

小屋委員 : ありがとうございます。そうしますと、こちらだけ「など」の使い方がちょっと私の解釈と違うということですが、 [REDACTED] 参加をしたということと [REDACTED]、この2点を挙げて縁故が深いというところ、それから、非常に著名、 [REDACTED] としてという、その2点ということでしょうか。

事務局 : 事務局でございます。縁故が深いということだと、この事業に参加していただいたということと、この当時、小金井市在住であったということが市とのかかわりということでございます。

小屋委員 : ということは、やはりどのくらい小金井市に在住しているかということが非常に大きいということでしょうか。

事務局 : 事務局でございます。まず、この方にかかわらず、一般的な考え方として、事務局の考え方を述べさせていただきますけれども、市民または市に縁故の深い者がということが条件にはなっているんですけれども、選考するに当たる考え方としては、小金井市とのかかわりの強さよりも、功績の大きさのほうを重視しているところがございます。似たような制度で、本市に観光大使という制度があるんですけれども、観光大使と名誉市民の違いを説明いたしますと、観光大使の場合は、市のイメージアップを図るとともに、市民が愛着を持てる市にするということが目的でございます。大使の方々に市内外を問わず、その方が小金井市の観光大使であることも含めまして小金井市のPRをしていただくというような方になります。よって、全体的な知名度よりも、本市とのかかわりも重要でございます。その方が小金井市の観光大使だということが市民にも、また市外の人にも伝わらなければ意味がないというようなところがございます。対しまして、名誉市民の場合は、その方の功績をたたえ、もって市の社会文化の興隆に資することを目的としております。特に選考した場合に、名誉市民の方に何かをしていただくということではなく、そういう方が小金井市民としているということが市民にとっての誇りとなると考えておまして、市とのかかわりよりも、市民が尊敬するに値するような功績があるかということを重要視しております。そのような方が小金井市にいたということが、今回、称号を贈ることによって周知することが一つ、意味があるのかなと事務局としては考えております。以上です。

委員長 : 福田委員。

福田委員 : 先ほどいただきました [REDACTED] ですが、これ、私、 [REDACTED] を買ったことがあるんですね。随分前からこの [REDACTED] は出回っていたんじゃないかなと思うんです。 [REDACTED] ということ

に何か支障はありますか。 [] というようなことがある場合なんかを考えますと、 []、その内容はわかりませんが、 [] ということは、それなりにやっぱり功績が続いてずっとやっていたらいいんじゃないかなと思うんで、私としたら、ぜひ賛成してさしあげたいと思うんです。

委員長 : ありがとうございます。ほかにご意見等ありますでしょうか。

中重委員。

中重委員 : 今回の候補の方の中で [] おありということは、今、初めて伺ったんですけども、やはりこの会として、ぜひこの方に名誉市民を受けていただきたいということでみんなが一致した見解であれば、もうその先は、ぜひ受けていただけるように事務局から働きかけていただくということしかないのではないかと思いますので、議事を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 : 今、中重委員からそのようなご発言ございましたけれども、これで議事を進めましてよろしいでしょうか。

村越委員 : よろしいと思います。

(「はい」の声あり)

委員長 : それでは、お諮りいたします。本委員会として、 [] を名誉市民に選定することにご異議ございませんでしょうか。

田中委員 : ちょっと待ってもらえますか。今、 [] が対象ということですか。

委員長 : そうです。

田中委員 : [] で。

委員長 : はい。

中重委員 : お一方ずつやるということですか。

委員長 : お一方ずつです。お一人ずつ諮っていくというような事務局の流れがあるので。

事務局 : 事務局から、ちょっとその辺補足で説明させていただきます。まず、名誉市民については、特に何人選考するとか、しなければいけないとか、そういった縛りはないものになります。お一人お一人について、その方がふさわしいかどうかを審議していただいて、それぞれ答申していただくという形になりますので、そういった理由から、1人ずつ審議をしていただく形になります。以上です。

委員長 : 今、事務局からご説明ありましたように、お一人一人ということですが、まずは [] から決めていきたいと思っております。選定することにご異議ございませんね。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : わかりました。では、ご異議なしと認めまして、本委員会は [] を名誉市民に選定し、その旨、答申することにいたします。

続きまして、黒井千次氏について、でございます。 [] 候補者、黒井千次氏につきまして、ご発言があればお願いいたします。清水委員。

清水委員 : 確認の意味も含めてなんですけれども、毛里和子さんという方は……。

委員長 : まだ毛里さんは、今、黒井千次さんです。

清水委員 : 薪能で前回、火入れ奉行をやられたというふうには伺ったんですけども、その選考理由と

どうか、何でその方が火入れ奉行をやられたのかということをごちゃと知りたんですけど。

委員長 : 事務局のほうでわかりますでしょうか。

市長 : それでは、ご質問に私の知っている限りお答えさせていただきます。小金井薪能の事業に関しましては、これは市主催の事業ではなく、市民主催の事業でございます、今年で第40回目を迎えます。小金井では夏の風物詩として、阿波踊り大会、薪能が小金井の夏の認知されているイベントだと思います。薪能につきましては、市内在住の能楽師の方や作家の方が、40年前、中心になりまして、市民実行委員会主催、主導で、小金井公園で、屋外で薪を燃やして能を鑑賞するという小金井の伝統芸能、伝統文化の一つとして定着したものです。たまたま私が薪能の実行委員会のメンバーを十数年務めさせていただいております、昨年、一昨年と2回にわたりまして火入れ奉行役を務めさせていただきましたので、お答えいたします。火入れ役というのは2人担当してまいりました。1人が市長ということになります。もう1人が小金井薪能の会長や小金井薪能の団体を代表する方ということになっておりましたけれども、昨年に関しましては、実行委員会の方からの推挙で、小金井市民からもそういった歴史、伝統文化、そういったことに大変造詣のある黒井千次さんという方がお住まいで、小金井薪能の火入れ役としては大変ふさわしいのではないかとということで、実行委員会の中でそういう推挙がありまして、そして、その方々のご依頼をしたところ、黒井先生もお引き受けいただいたという経過だと理解しています。私も黒井先生と一緒に薪に火をともしという役を務めさせていただきました。以上です。

清水委員 : どうもありがとうございました。

委員長 : 何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。名誉市民の選考ですので、できるだけ慎重にご意見をいただければそれなりの審議ができると思いますので、些細なことでもよろしくお願いいたします。

中重委員。

中重委員 : 黒井千次さんの作品はそんなにたくさんは読んでおりませんが、小金井と大変、この近くに長いことお住まいの方で、『たまらん坂』という短編集がありまして、そこに滄浪泉園とか、それから、お鷹の道とか、浅間山とか、野火止用水とか、いろいろ題材にした短編を書いていらっしゃるのをとても親しく読ませていただきました。この間、Cocoバスに乗ったら、線路の北側に「けやき通り」という停留所があり、黒井さんの短編の題になった地名が残されているのを知りました。また、昔の丸い屋根の公会堂やその周辺の風景も細かく書き残しておられ、懐かしい思いがいたします。とても人間へのまなざしが温かい方で、作品からも温厚な方という印象を受けました。それで、ここに推薦の理由が書いてありますように、大変小金井市のゆかりの深い方ということで、ぜひ名誉市民をお受けいただきたいなと思っております。

委員長 : どうもありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。本委員会といたしまして、黒井千次氏を名誉市民に選定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : ご異議なしと認め、本委員会は黒井千次氏を名誉市民に選定し、その旨、答申することいたします。

それでは、次の審議に移ります。3人目の候補者です。毛里和子氏につきまして、ご発言があればお願いいたします。

中村委員。

中村委員 : 実は毛里和子さんについて、私、ちょっと個人的に存じ上げておまして、前の[]とは違って、知名度という意味合いからすると、ちょっと知名度的には一般的にはないのではないかなと思われまますけれども、個人的な私のこともあってお耳障りかもしれませんけれども、毛里和子さんは、実は早稲田大学の卒業生の集まりである小金井稲門会という、地域の稲門会の会員でいらっしゃいます。私も実は早稲田の卒業生ですけども、小金井稲門会で数年前、はっきりと正確には覚えていませんけれども、数年前に講演会を年に2回やっているうちの1回に、毛里和子先生が小金井の稲門会の会員を対象に中国についてのお話をしてくださいました。私、毛里和子さんという方はそれまで全然存じ上げなかったんですけども、その講演を通じて非常に中国に関する権威であるという知識も深まりましたし、かなり知る人ぞ知る中国、あるいはアジアのほうの専門家であるということも聞いておりましたし、その講演の内容も非常にすばらしいものでした。それから、あと、小金井稲門会では名簿を作成しておまして、前いただいた会議資料の中で現住所が抹線で引かれていたのですが、昨年の段階で小金井市内にお住まいで、貫井北町に去年の段階ではお住みになっているという事実も判明しています。毛里和子さんについてちょっと申し上げました。これが1つと、もう1点ですけども、ちょっと蒸し返しになってしまいますけれども、例えばこの[]、[]、黒井さん、毛里さんについて、ここに名前が挙がっているということは特に瑕疵はないと思うんですけども、国の大臣を選ぶときに身体検査をいたしますけれども、そういった意味で、[]として叙勲の対象になられて、叙勲といえますか、[]となられて以降、特に、あつてはならないんですけども、例えば犯罪行為であるとか、そういうのがないという前提でここに挙げてこられたという確認は大丈夫でしょうか。ちょっとお尋ねします。

委員長 : では、事務局、お願いいたします。

事務局 : 事務局でございます。それ以降に何かあったかというところにつきましては、正直なところ、そこまで細かい確認というのはとれておりません。あくまで[]に選出された時点ではそういったことはなかったのかなという理解でございます。

中村委員 : ただ、今後の展開で、例えば我々のこの会で決めましたと。それでご本人もお受けいただいたと。それが決定します。皆さんに公表して、後で市民の方々からご批判を受けられないような形での選定というのはやっぱり必要だと思われまますので、どうかご本人に当たられる前に、国の大臣を選ぶときと同じような形で身体検査を十分にされた上で公表されることをお願いしたいと思います。以上であります。

委員長 : これは特にお一方に限ったということではなくて。

中村委員 : はい、全員に。

委員長 : 全員ですね。委員からのお願いでございましたので、事務局のほうでご検討よろしく願いいたします。

中重委員。

中重委員 : []大体、名誉市民ということでは何となく想像がついていたのでございますが、

この毛里和子さんにつきましては、この前のここの会議で、私、初めてお名前を知りました。学者の方でいらっしゃると思いますので、あまり一般の人にはそれほど認知度が高い方ではなかったのではないかなと思いました。それで小金井図書館で一般向けのご著書を探しましたら、岩波新書が2冊ありまして、2006年に書かれた『日中関係』の本と、それから、最近、昨年書かれた『日中漂流グローバル・パワーはどこへ向かうか』という岩波新書が2冊ありまして、それを一生懸命読ませていただきました。非常に私は、2冊とも一般の人にもわかりやすく、とても丁寧に書かれている本だなと思いました。ほんとうに豊かな見識をお持ちで、特に研究者の目で客観的に日中関係の経緯を非常にわかりやすく捉えていらっしゃいました。2006年にお書きになった『日中関係』というのは、2005年の抗日デモに非常にショックを受けて、それでやはり客観的な経緯をみんなに知ってほしい。この本が翻訳されて中国の人たちにも読んでもらって、そして、冷静にお互いの関係をいいものにしていく努力をしてほしいという思いを込めて書いたと書かれていまして、大変感動いたしました。去年書かれたのは、その改訂版のような感じと、また追加なさったような形で書かれた本ですけれども、これからの日本が平和であるためには、日中関係は、特に東アジアの中では日中関係が友好的に進んでいくということが非常に大事なことだなと思えます。特に小金井市は平和を希求する市ということで、平和宣言とか、平和都市宣言ですか、それから非核平和都市宣言とか、そういうことをしておりますし、市民憲章でも冒頭に平和ということ、市民が平和を願うということをやっておりますので、この方にぜひ名誉市民としてお受けいただき、そして、活動も小金井市を足がかりにさせていただくのもいいことじゃないかなと思えますし、市民がもっと日中関係の、正直言って、私なども抗日デモの後は中国に対して、それと最近の動きや何かを見ておりますと、感情的にあまりいい気分にはなっていないのですけれども、そうではなく、ほんとうの友好関係がつくっていかれるような活動をもし将来していただけるならば、市民にとっても大変いいことではないかなと思えますので、ぜひお受けいただきたいなと思っております。以上です。

委員長 : 情報とご意見をどうもありがとうございました。そのほか何かございますでしょうか。
中村委員。

中村委員 : すいません。たびたび申しわけありません。ちょっと先ほど申し遅れたんですけれども、特にこの名誉市民の選考については、私、バランスをとることが大事だなと思っています。それは何かと申しますと。一つは、性別ですね。前回の名誉市民の選定の折は男性2名ということでした。今回はどうなるかわかりませんが、この中に紅一点で毛里さんが入っているというのは非常にバランスのとれた選考ではないかなということが一つ。それから、あと、バランスについてですが、ジャンルの偏りがいいことだと思います。学術分野で今回対象になっているのは毛里さんお一人だと思いますので、そういう意味でのバランスから考えても、毛里さんを今回ご推挙するというのは非常に理にかなった、バランスのとれた選考ではないかなと思いましたので、今、申し上げます。以上です。

委員長 : ご意見、ありがとうございました。そのほか、ご意見ございますでしょうか。
福田委員。

福田委員 : 私もこの毛里さんに賛成なんですけれども、私のほうで中国とはよく行き来をするんですね。中国の留学生を3人、面倒を見ていますので、この毛里さんのお書きになったことと感情は

同じなんです。一般的にいろいろ行き違いがあったりしていますが、個人的につき合うと中国の方も日本も全然変わらない。向こうの方もほんとうに個人的な付き合いというのはすごくいい感じなんです。だから、毛里さんがお書きになったのを大分前に私は読んだことがあるんですけど、いいことを書いていらっしゃるなと感心したのを覚えています。それで、ぜひ私も中重委員に賛成したいと思います。

委員長 : ご意見、ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

それでは、ないようですので、お諮りいたします。本委員会として、毛里和子氏を名誉市民に選定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : それでは、ご異議なしと認めまして、本委員会は、毛里和子氏を名誉市民に選定し、その旨、答申することといたします。

これで全ての候補者についての審議が終わりました。事務局から何か補足があればお願いいたします。

事務局 : 事務局です。ご審議いただきまして、ありがとうございました。第1回委員会の説明と重複する点もございますが、事務局から少し補足をさせていただきます。名誉市民の最終的な選定には市議会の同意が必要となりますので、ただいま本委員会として選定していただいたところではございますが、まだ候補者であることにご留意いただきますようお願いいたします。なお、ご本人の意向によりご辞退される可能性もございます。その場合は、議会に提案せず、候補から外しますので、あらかじめご了承いただきたいと思っております。また、議案を提出するに当たっては、小金井市名誉市民条例施行規則第5条の規定により、推薦調書を作成するものとされております。推薦調書につきましては、皆様にお配りした諮問事項をベースとし、審議における皆様のご意見を踏まえ委員長と調整の上、事務局で作成させていただくことをご提案申し上げます。以上でございます。

委員長 : 事務局から補足がございました。本委員会の答申と議案とは必ずしも一致しないということと、それに関して我々委員に秘守義務があるということを共通の認識とした上で答申を行いたいと思っております。また、推薦調書の作成につきまして事務局から提案がありましたので、答申を行う前に、ここで皆様にお諮りいたします。推薦調書につきましては、委員長として私が内容を確認いたしますので、委員長一任とさせていただきたいと思っておりますが、これにご異議はございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : ご異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

これで議事を終了いたします。

それでは、これより答申に移ります。

清水委員 : 委員長、ぜひさつき中村さんがおっしゃった貫井北町在住だというのはぜひ盛り込んでいただければなど、推薦で。

委員長 : 推薦調書ですね。

清水委員 : はい。

事務局 : こちらで答申(案)とさせていただいて、今、写しを用意いたしますので、もうしばらくお待ちください。

委員長 : 特に休憩ということではないんですが、コピーがちょっと時間がかかっているようございます。少々お待ちください。

委員長 : それでは、これより答申に移ります。

それでは、お諮りいたします。先ほど選定いたしました[]方につきまして、お手元の答申書(案)のとおり提出することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : ご異議なしと認めまして、このとおり市長に答申することといたします。では、事務局は答申書を準備してください。

小金井市名誉市民の選定について、答申。平成30年2月24日付け、小広企発第164号にて諮問があった上記の件について、委員会を開き、協議した結果、下記の方を小金井市名誉市民として選定しましたので答申いたします。記、[]、黒井千次、本名、長部舜二郎、毛里和子。

市長 : ありがとうございます。

委員長 : ただいま答申が終了いたしました。

最後に、事務局より連絡事項がございます。

事務局 : それでは、最後に、事務局から何点かご連絡させていただきます。1点目は、今後の流れについてでございます。本日、答申いただきました[]方に、それぞれ意向を伺いまして、了解いただきましたら、直ちに議案を提出するための手続に入ります。具体的には、委員長と調整の上、推薦調書等の議案資料作成に当たり、その他、議案送付に必要な準備を進めてまいります。6月開催の平成30年第2回市議会定例会に議案を上程し、市議会の同意が得られましたら、小金井市名誉市民条例第4条に規定する顕彰として、名誉市民証の贈呈、市報及び市公式ホームページでの公表を行います。なお、名誉市民証につきましては、平成30年10月7日に開催予定の市制施行60周年記念式典において贈呈する予定でございます。

2点目は、皆様の任期についてでございます。本日で予定していた審議は終了いたしました。が、条例上の任期は2年となっておりますので、委嘱の日から2年、平成32年2月23日までは名誉市民選考委員会委員としての身分を有しております。また、名誉市民の選考はこれまで周年事業とあわせた形でしか行っておらず、また名誉市民の称号の取り消しに関して審議する可能性は非常に低いと考えておりますが、施行規則におきましては、選考委員会の会議は必要に応じて開催するものとされておりますので、任期満了までの間に必要が生じた際には招集されることがありますことをご承知おきいただきたいと思います。

なお、会議の開催予定がなくても、身分は有したままとなりますので、小金井市市民参加条例第12条に規定する兼任制限の対象となります。本市において他の審議会等の委員を兼ねる際はご注意ください。と思います。

3点目は、守秘義務についてでございます。先ほど候補者の審議の際に補足説明したことと重複いたしますが、議案として提出するまでは、本委員会の審議内容につきましては口外しないようお願いいたします。また、候補者ご本人の意向によっては、議会後も引き続き非公開情報となり得る内容でございますので、委員の職を退いた後も含めまして口外しないよう改めてお願いいたします。

4点目は、会議録についてでございます。皆様がお集まりいただく場でご承認いただきたいところがございますが、現時点で次の開催予定がありませんことから、個別の確認のみとさせていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。全委員との確認、調整が済み次第、速やかに市公式ホームページに掲載させていただきます。連絡事項は以上でございます。

委員長：事務局より4点の連絡事項がございました。この点につきまして、ご質問等ございますでしょうか。ございませんか。

それでは、そのほか全体を通しまして何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。お伺いをいたしますが、いかがでございますでしょうか。特段なければ、これで終了いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。スムーズな議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。これもちまして、第2回小金井市名誉市民選考委員会を閉会させていただきます。皆様大変お疲れさまでした。